

～ 町県民税申告相談会のお知らせ ～

今年度より、申告会場が石川町役場に変わります

●申告相談会場

いしかわまちやくば
石川町役場 (1階ホール)

☎0247-26-8228

●申告相談実施期間

2月12日(木)～3月16日(月)

※土・日・祝日を除く

●申告受付時間（相談開始は午前9時から）

・**午前の部** **8：30～11：00**

・**午後の部** **13：00～15：30**

（※正午～午後1時は受付が休みとなります）

※郵送による個別通知等は行っていないので該当の方は忘れずに申告してください。

※申告に係る相談の際は、帳簿や伝票などの収支を集計の上、必ず収支内訳書等を作成しご持参ください。ご持参いただけない場合、作成してからの受付となり、順番が後になることがありますのでご了承ください。

●その他

・原則お住いの地区の相談日にお越しください。

・郵送による申告は随時受け付けていますので、申告期間内に直接、須賀川税務署に郵送してください。

・**e-Tax（国税電子申告・納税システム）**を利用すると自宅から確定申告ができます。詳しくは、下記の e-Tax ホームページをご覧ください。

URL=https://www.e-tax.nta.go.jp/

☆利子・配当・譲渡所得などがある方、事業・不動産所得などが青色申告の方、住宅借入金等特別控除・雑損控除の初年度の方、死亡した方の申告（準確定申告）は、本申告相談会ではお受けできませんので、須賀川税務署の確定申告会場※にて申告してください。

※須賀川税務署

今年度より、事前に予約可能です。

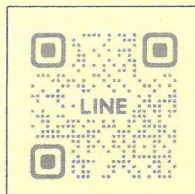
● 予約優先

⑨【PC.スマートフォン】により、

町公式 LINE、町ホームページ

町公式ラインはこちらから

で予約ができます。



予約 QR コード

1月20日 より、**予約受付**

電話での予約はできません。

※**周りにスマホやパソコンができる方がいるときは、代わりに予約してもらいましょう。**

※**予約ができるのは、来場希望日の前々日（2日前）の23時59分までです。**

『3/3 予約したい!』→3/1の夜23:59までに入力

※電話での予約はできませんが、予約したい方お手伝いします。役場までお越しください。（2日前まで）

※状況により、予約時間通りにならない場合があります。ご了承ください。

月日	曜日	地区
2/12	木	母畑
13	金	
16	月	山橋
17	火	
18	水	
19	木	沢田
20	金	
24	火	中谷
25	水	
26	木	
27	金	

月日	曜日	地区
3/2	月	中谷
3	火	野木沢
4	水	
5	木	石川
6	金	
9	月	
10	火	
11	水	
12	木	
13	金	
16	月	予備日

※須賀川税務署の確定申告会場※

須賀川市牡丹園68番地

須賀川市牡丹会館多目的ホール

（こちら会場が、昨年と異なります。ご注意ください）

◆申告をしなければならない方

- ・令和8年1月1日現在、石川町に住所がある方
- ・農業、商業、サービス業など、各種事業等を営んでいる方（給与又は年金所得者で、農業の家事消費分のみの収支計上の場合は申告不要です）
- ・地代や家賃などの所得 又は 内職などの所得のあった方
- ・給与所得者で、給与所得以外に所得があった方、又は 2か所以上から給与の支給があった方
- ・公的年金所得者で、公的年金所得以外に所得があった方
- ・収入が非課税の年金、手当等のみの方、又は 無収入の方（無収入の方は電話による申告受付も可能です 税務課課税係 TEL0247-26-9118）

◆申告をしなくてもよい方

- ・収入が給与のみで、勤務先で年末調整が済んでいる方
- ・公的年金等の収入が400万円以下で、その他の所得が20万円以下の方

※源泉徴収票に記載されていない控除を受ける場合は申告が必要です。

◆注 意

●国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の軽減について

…国民健康保険や後期高齢者医療保険の被保険者がいる世帯については、世帯内に未申告の方がいる場合、保険税（料）の軽減が受けられないことがありますので、毎年、必ず申告をしてください。

～ 申告書等の作成は
便利なスマートフォン・パソコンで ～

国税庁ホームページ内の「確定申告書等作成コーナー」は、混雑する申告会場に出向くことなく、時間を選ばず自宅で確定申告書を作成することができます。

便利な「確定申告書等作成コーナー」はこちらから⇒



☆**変更** ※**申告会場**：今年度より **石川町役場** となりました。

◆チェックリスト 当日持参するもの（例）

- 本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証など）
- 還付金振込先の銀行通帳など
※還付金がある場合に必要になります
- 令和7年中の収入がわかるもの
 - ・給与所得者や公的年金受給者…源泉徴収票
 - ・各種事業等の収入がある方…売上帳、仕入帳、現金出納帳などの帳簿書類
※農業所得を申告する方は、上記の書類に基づいて作成した収支内訳書又は裏面の収支報告書
- 各種控除の証明ができるもの

・社会保険料控除を受けたい方
…国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの納入領収書、国民年金保険料控除証明書又は領収書

・生命保険料控除/地震保険料控除を受けたい方
…生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料、地震保険料などの控除証明書

・医療費控除を受けたい方
…医療費の領収書又は医療保険者が発行する「医療費のお知らせ」

※医療費の領収書は、医療を受けた方及び医療機関ごとに集計してください。

※医療保険や会社の互助制度などにより補填された場合、補填された金額がわかるものも持参ください。

・寄付金控除を受けたい方
…寄付額証明書

・障害者控除を受けたい方
…障害者手帳など

・配偶者控除又は扶養控除を受けたい方
…扶養親族等のマイナンバーのわかる書類
※年末調整等で提出済みの場合は不要

・3年前までに雑損控除を受け、繰り越しがある方
…昨年の確定申告書の控え及び計算明細書

★お問い合わせ先

所得税確定申告

須賀川税務署 TEL0248-75-2194

町県民税申告

税務課課税係 TEL0247-26-9118

**
 農業所得を申告する皆様へ

農業所得申告をする方は、実際の収入金額から実際の必要経費を差し引く収支計算による所得申告となります。

円滑に申告相談ができるよう下記「収支報告書」の科目ごとに令和 7 年中の農作物等の販売金額や農業に係る各種の領収書等を整理し、その金額を記入のうえ、本紙及び領収書等を忘れずに申告相談会にご持参ください。

収支報告書の作成について不明な点がありましたら、税務課 課税係までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 石川町役場 税務課 課税係 0247-26-9118

＊ 参考 収支報告書（この用紙は、申告相談会の際に利用します。）

○ 収 入（収入科目別に該当する金額のある方は、記入してください。）

収入科目		収 入 の 内 訳		金 額
販 売 金 額		本年中に販売した農作物などの金額です。 販売後、まだ実際に代金を受け取っていない場合でも、本年中に販売したものは、全て本年分の販売金額になります。 米 作付面積 a		円
		野菜 作付面積 a		円
		肉用牛 販売頭数 頭		円
家事及び事業消費金額		農作物を家事及び事業（雇人費の現物支給など）のために消費した場合に、収穫した時の生産者販売価額により計算します。		円
農産物の棚卸高		収穫時の生産者販売価額により計算します。 なお、米麦等の穀物以外の農産物で数量がわずかなものについては、棚卸を省略しても差し支えありません。		円
雑収入	小作料賃貸料	農地の賃借料及び小作料です。 農地以外の土地、農業用建物の賃借料、農機具の賃借料や分配金など。		円
	農作業受託料	農作業などに従事して受けた収入。		円
		事故等で損害を受けた農作物に対しての損害賠償金などを受け取っている場合に記載します。（賠償金は、一般的には、賠償金の支払に合意等が成立した日の属する年分の事業所得等に係る収入金額として申告することになりますが、継続して、その補償対象期間に応じ、それぞれの年分の事業所得等に係る収入金額として申告することとしても差し支えありません）		円
		受取共済金、出荷奨励金、野菜・鶏卵などの価格差補てん金、中山間地域等直接支払交付金等の収入金額です。		円
	その他			円

○ 経 費（経費科目別に該当する金額のある方は、記入してください。）

経費科目	経 費 の 内 訳		金 額
雇 人 費	農作業などに従事した雇人の労賃です。（親族への支払は、含まれません。）		円
小作料・賃借料	農地の賃借料及び小作料です。 農地以外の土地、農業用建物の賃借料、農機具の賃借料、農業協同組合の協同施設利用料など。		円
減 価 償 却 費	購入したもの	農業用資産（建物・農機具・車両など）の減価償却費用です。減価償却額の計算等の詳細は、税務署又は役場税務課へお問い合わせください。 ※ 使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満の小額な減価償却資産については、減価償却をしないで、その取得価額がそのまま経費（農具費）になります。 ※ 取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、減価償却をしないで、その使用した年以後3年間の各年分において、その減価償却資産の全部又は特定の一部を一括し、一括した減価償却資産の取得価額の合計額の3分の1の金額を必要経費にすることができます。	円
貸 倒 金		売掛金などの貸倒損失。	円
利 子 割 引 料	農業のために借り入れた資金（農地の取得資金や農業機械の購入資金を借り入れた場合など）の支払い利息		円

経費科目	経 費 の 内 訳	金 額
租 税 公 課	① 税込経理方式による消費税及び地方消費税の納付税額、事業税、固定資産税（農業に係る分）、自動車税（取得税・重量税を含む。）、不動産取得税（農業に係る分）などの税金の納税額。 ② 水利費、農業協同組合費、部会費など。 ※ 所得税、相続税、住民税、国民健康保険税、国民年金の保険料、国税の延滞税加算税、地方税の延滞金・加算金、罰金、科料、過料、交通反則金、区費などは、必要経費になりません。	円
種 苗 費	種もみ、苗類、種いもなどの購入費用。	円
素 畜 費	子牛、子豚、ひな等の取得費及び種付料。	円
肥 料 費	化学肥料、たい肥の購入費用。	円
飼 料 費	飼料の購入費用。	円
農 具 費	使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満の農具の購入費用。	円
農 薬 衛 生 費	農薬の購入費用や共同防除費。	円
諸 材 料 費	ビニール、なわ、針金、支柱などの諸材料の購入費用。	円
修 繕 費	農業に使用している建物や車両、農機具などの修理に要した費用。	円
動 力 光 熱 費	農業のために使用した水道料・電気料、灯油・ガソリン代などの燃料費。	円
作 業 用 衣 料 費	農作業に必要な作業衣、長靴、手袋などの購入費用。	円
農 業 共 済 掛 金	水稻、果樹、家畜などの共済掛金、農業用資産に対する共済掛金。	円
荷造運賃手数料	出荷の際の包装費用、運賃や出荷（荷受）機関に支払う手数料。	円
土 地 改 良 費	土地改良事業の費用や客土費用。 ※ 土地の埋立て、土盛り費用などの土地の価値を高める部分の金額は、土地の取得費（その土地を譲渡した際の必要経費に算入）となります。	円
雑 費	農業経営上の費用で、他の経費に当てはまらない経費。	円

※ 家事消費を含む農業収入が20万円未満の場合は、農業申告は不要です。

※ 離農により農業収入がない場合に経費のみを申告することはできません。休農中の事業再開に係る経費は申告できます。

※ 肉用牛の売却による農業所得の課税特例の適用を受ける方は、肉用牛売却証明書を必ず持参してください。また、申告者と売却証明を受けた肉用牛の所有者は同一であることが免税の適用条件となります。

＊ 参考 主な農業用資産の法定耐用年数一覧

種類	細目	耐用年数
農業用倉庫	木造のもの	15年
	金属造のもの（軽量鉄骨）で、骨格材の肉厚が3mm以下のもの	17年
ビニールハウス	基礎のあるもの（鉄骨ハウス）	14年
	一般的なもの	10年
暗渠排水	土管を主としたもの	10年
	その他のもの	8年

種類	細目	耐用年数
車両	軽トラック	4年
	普通トラック	5年
	その他のもの	6年
牛	種付用	4年
	その他用	6年
農業用機械	全般	7年